



うめ



宮澤会計

News

〒141-0031
 東京都品川区西五反田
 8-3-13 第2白川ビル5F
 TEL 03 (3494) 8121
 FAX 03 (3494) 8122
<http://miyazawa.kaikei-shi.com>
 e-mail:info@miyazawa.kaikei-shi.com

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	14	28
月	1	15
火	2	16
水	3	17
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

2月の税務と労務

- 国 税** / 平成21年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月1日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 3月1日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月1日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 3月1日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 雑損控除になる雪下ろし費用

豪雪地では積もった雪の重みで家がつぶされる恐れもあることから、屋根の雪下ろしは冬の作業として欠かすことができません。この雪下ろしを業者に依頼した場合、雪下ろし費用は、雪による被害の発生を防止するためのやむを得ない支出として、雑損控除の対象となります。

入院するにあたって

知っておきたいこと

被保険者または被扶養者が、仕事以外のケガや病気の治療のため入院するときには、支払額をできる限り少なくして、経済的な負担を軽減したいものです。特に手術等を伴う入院費用は高額となる場合が多く、家計への影響も大きくなりますので、入院するにあたって知っておくこと“得”と思われるものをQ・A形式で解説します。

Q1 急病でない手術のための入院

私傷病の手術を勧められました。都合のよい日を聞かれたのですが、入院日により給付が異なることがあるのですか。

A

急を要しない仕事以外のケガや病気の手術等のため入院する場合は、できれば月初にするとういでしょう。

患者が医療機関等で治療を受けた場合の自己負担額は、限度額が設けられていて、その額を超えたものは高額療養費という形で給付（現金により払い戻し）されます。

この負担限度額は、毎月一日から月末まで、月を単位に計算されます。

月をまたいでしまうと、費用が二カ月に分散されて、患者の負担額に大きな差が生じることがありますので、特に短期入院の場合は、あらかじめ担当医と相談して、入院日を決めると自己負担限度額は

例 1カ月の入院に係る総医療費が100万円の場合（70歳未満）

(1) 一般被保険者の場合の自己負担額

- ① 入院期間が1カ月以内の場合 87,430円
自己負担限度額＝80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％
80,100円＋（1,000,000円－267,000円）×1％＝87,430円
- ② 入院期間が2カ月（入院した月分の医療費を70万円、その翌月分の医療費を30万円と仮定。以下同じ）に及ぶ場合 164,860円
ア 入院した月分 80,100円＋（700,000円－267,000円）×1％＝84,430円
イ その翌月分 80,100円＋（300,000円－267,000円）×1％＝80,430円
以上のとおり、入院期間が2カ月に及ぶと入院が1カ月以内と比べて、自己負担限度額（ア＋イ）は大幅に増加します。

(2) 上位所得者（標準報酬月額が53万円以上）の場合の自己負担額

- ① 入院期間が1カ月以内の場合 155,000円
自己負担限度額＝150,000円＋（総医療費－500,000円）×1％
150,000円＋（1,000,000円－500,000円）×1％＝155,000円
- ② 入院期間が2カ月に及ぶ場合 242,000円
ア 入院した月分 150,000円＋（700,000円－500,000円）×1％＝152,000円
イ その翌月分 300,000円×0.3＝90,000円
イの月は医療費が50万円未満ですので、3割の負担額となります。
したがって、この場合の自己負担限度額はアとイの合計額242,000円となります。

かなり軽減されると思われるか
す(例参照)。

Q2 高額療養費とは

高額療養費とは、どのような給付なのですか。

A 高額療養費とは、同一月、同一医療機関において、かかった医療費が負担限度額を超えたときに、その超えた額が高額療養費として払い戻される制度です。

なお、入院中の食事代、差額ベッド代、おむつなど保険外診療の費用は、この対象となりません。

Q3 現物給付の手続き

毎月の支払いを軽減できる方法はあるのですか。

A 入院が決まった場合や急病等で入院した場合には、早急に、自己負担限度額を超える入院費用を現物給付扱いにしてもらうと一時的な支払いは軽くなります。

手続き(七〇歳未満の人の場合)は簡単で、協会けんぽ都道府県支部などの保険者に「健康保険限度額適用認定申請書」を提出するだけです(保険者により異なりますが、一カ月くらい前から申請書を受け付けています)。

この申請があると、保険者は「限度額適用認定証」(以下「認定証」といいます)を交付しますので、患者は、認定証を病院の窓口提示するだけで、支払額は負担限度額だけで済みます。

なお、この認定証が交付されるまでには一週間前後かかるようですので、特に入院予定のある人はすぐに申請するとよいでしょう。

申請手続きが遅くなった場合でも、とりあえず病院等に、認定証を申請中である旨を申し出て、現物給付扱いにしてもらうよう相談するとよいでしょう。

なお、七〇歳以上七五歳未満の高齢者は、「高齢受給者証」が認定証の代わりとなりますので、申請の必要はありません。

ん。
ちなみに、通院治療に関しては、このような取り扱いはありません。

Q4 現物給付の手続きが間に合わなかったとき

急病で、月末近くに入院したため、その月の現物給付の手続きが間に合わなかったときには、どうすればよいでしょうか。

A このような場合は、その月分はいったん総医療費の三割(または二割、一割)を病院等に支払い、後で、自己負担限度額を超える額を払い戻してもらうために、領収書を添付して、保険者に「高額療養費支給申請書」を提出(郵送可)しなければなりません。しかも、その請求額が預金口座に振り込まれるまで三カ月前後かかります。

ちなみに、入院が長期に及ぶと毎月この請求手続きを行わなければならないので、手続きの簡略化、一時的な支

払いの軽減化を図るため、一度だけで済みますので、現物給付扱いの手続きをするとよいでしょう。

Q5 高額医療費貸付制度

自己負担額を超えた額を給付(高額療養費)してもらうには、申請してからかなり日数がかかる聞いています。何か融資制度のようなものはありますか。

A 前記のとおり高額療養費は支給申請してから振り込まれるまで三カ月前後を要するため、その間の生計に与える影響を考慮して、「高額医療費融資制度」が設けられています。

この制度は、高額療養費を担保に、高額療養費の八割相当額を限度として、無利子で貸付を行うもので、申請から二週間前後で被保険者の預金口座に振り込まれます(地域により異なる場合があります)ので、利用するとよいでしょう。

振替休日と代休

振替休日とは、あらかじめ休日（労働義務のない日）と定めた日を労働日に変更し、その代わりに他の特定した労働日を休日とすることをいいます。

休日の振替を行う場合には、就業規則等において「休日を振り替えることがある」旨が定められていることが前提となります。この場合、できる限りその具体的事由と振り替えるべき日を規定し、また振り替えるべき日については、できる限り振り替えた日に近接していることが望ましいとされています。

これにより労働者が働いた休日が労働日となりますので、休日労働に対する割増賃金は必要ありません。ただし、その週の労働時間が法定労働時間（40時間）を超えるときには、その超える時間は時間外労働となり割増賃金の支払義務が発生しますので注意したほうがよいでしょう。これは1日

の労働時間が8時間を超えるときも同様です。

一方、代休は、休日に急な仕事で労働者を呼び出したときなどのように休日労働や長時間の時間外労働、深夜労働が先に行われた場合に、その代償措置として、以後の特定の労働日の労働義務を免除するものです。

そのため、振替休日とは異なり、労働者が労働を行った休日が労働日扱いになるわけではありません。したがって、休日労働に対する割増賃金の支払いが必要となります。

以上のとおり振替休日と代休は、どちらも「休日と定められている日に働いて別の日に休日を取る」という意味では同じですが、前者は「あらかじめ」休日とする日を特定していることに対し、後者は事前に通知せずに先に労働させて、その後に休日を与えるというもので、どちらが適用されるかによって賃金の額も変わってきます。

日本年金機構

社会保険庁が廃止・解体されて、新法人「日本年金機構」が本年1月に設立されました。

設立の趣旨は、公的年金制度を安定的に運営し、国民の信頼に応えることができる事業運営体制を築くために社会保険庁を廃止し、国は公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、非公務員型の機構を設置して、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担うことです。

新公法人においては、能力と実績に基づく人事管理で職員の意識改革を徹底し、民間企業へのアウトソーシングを推進して、サービスの向上及び事業の適正・効率的な業務遂行の実現を図ることを目的としています。

基本手当と年金との調整

雇用保険から支給される基本手当と支給調整の対象となる年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金（特別支給の老齢厚生年金、国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合法による退職年金、私立学校教職員共済組合法による退職共済年金）で、六五歳未満の人に支給されるものです。

この調整は、原則的には基本手当が優先されますが、年金額の方が高いなどの理由で年金の受給を希望する場合は、離職後住所地のハローワークに求職の申込みをしないことです。

ちなみに、六五歳以後に支給される老齢基礎年金を六〇歳から繰り上げて受給する場合は支給調整の対象とならず、基本手当と減額された老齢基礎年金の両方が支給されます。